

新屋地区土地区画整理事業施行区域見直し評価カルテ（原案）
に対する意見募集の意見と対応

期 間 令和4年12月19日（月）から令和5年1月19日（木）まで

提 出 者 1人

件 数 1件

提出者	意見番号	意見の要旨	市の考え・対応
1	1	<ul style="list-style-type: none">固定資産税納税通知書に明細が記載されているが、所在が不明な土地がある。このことは本見直しでどうなるか教えていただきたい。	<ul style="list-style-type: none">このたびの見直しは、土地区画整理事業の未施行区域を廃止しようとするものであり、見直しによって現状から変化することはありません。